

知多半島医療圏保健医療計画（最終原案）について

《医療計画見直しのスケジュールについて》

年月	県	圏域会議・部会	素案・修正案作成
平成 25 年			
6 月		第 1 回策定部会 (6 月 6 日(木)) (見直しの概要等の説明)	
7 月			素案原稿作成
8 月		第 2 回策定部会 (8 月 1 日(木)) (素案原稿検討)	素案原稿の修正 (策定部会の意見反映)
		第 3 回策定部会 (8 月 27 日(火)) (修正 素案原稿検討)	素案原稿の修正 (素案原稿→素案原案)
9 月		第 1 回圏域会議 (9 月 5 日(木)) (素案原案意見聴取)	素案原案の修正 (素案原案→素案) 素案を県に提出 (9 月 17 日(月))
10 月	医療審議会医療計画部会		
11 月	↓ 医療審議会 ↓ パブコメ等		
12 月			修正素案作成
平成 26 年			
1 月		第 4 回策定部会 (1 月 17 日(金)) (修正素案検討)	修正案の修正 (修正素案→最終原案)
2 月		第 2 回圏域会議 (2 月 13 日(木)) (最終原案意見聴取)	修正原案の修正 (最終原案→最終案) 最終案を県に提出 (2 月 24 日(月))
3 月	医療審議会医療計画部会 ↓ 医療審議会 ↓ 医療計画の公示		

## ◀前回の圏域会議以降の知多半島医療圏保健医療計画以降の変更点について▶

知多半島医療圏保健医療計画(素案原案(第1回圏域保健医療福祉推進会議の示したもの))を以下により、修正した。

- 1 県民の皆様からの御意見(パブリック・コメント)を募集した結果、特に意見はなかった。  
意見募集期間：平成25年11月20日(水)から平成25年12月19日(木)まで
- 2 知多半島医療圏保健医療計画策定部会委員の御意見により修正した。
- 3 県医療審議会等の御意見等、県からの指示により修正をした。
- 4 語句については、「圏域」を「医療圏」に統一し、また、出典名も他の2次医療圏と統一したり等、訂正、修正した。
- 5 最新データに基づき、時点修正をした。
- 6 知多半島医療圏保健医療計画(最終原案)の主な変更点は、下表のとおり。

ページ	章節	項目		新	旧	変更理由
	第2章機能を考慮した医療提供施設の整備目標					
	第1節 がん対策					
8		2 予防・早期発見	【課題】	○ <u>乳がんと子宮がんは、比較的若い年代で罹患するとともに、女性特有の心理的な制約が受診率に影響していると考えられること、また、早期発見・早期治療により生存率が大幅に改善するため、検診や治療を受けやすい環境を整備していく必要があります。</u>		県の指示により追加
9		3 医療提供体制	【現状】	○ <u>胃、乳腺、肺、子宮に対して、放射線療法の対応可能な病院は、市立半田病院と国立長寿医療研究センターです。</u>	○ <u>放射線を使って治療する放射線療法を行っている病院数は、胃は2病院、乳腺は1病院、肺は2病院、子宮は1病院です。</u>	策定部会委員の御意見により修正
10			【今後の方策】	○ <u>女性が検診や治療を受けやすい環境づくりを進めていきます。</u> ○ <u>就労等の社会生活を継続しながら</u>		県の指示により追加

ページ	章節	項目		新	旧	変更理由
				外来でがん治療や緩和ケアを受けられる体制づくりを進めていきます。		
<b>第3節 急性心筋梗塞対策</b>						
21		3 医療提供体制	【現状】	○ <u>平成25年10月から市立半田病院では、冠動脈バイパス術を行っています。</u>	○ <u>現在、冠動脈バイパス術を行っている病院はありませんが、平成25年10月から市立半田病院で行えるようになる予定です。</u>	実情に合わせて修正
22		6 医療提供体制	【現状】	○ <u>心大血管疾患リハビリテーション料を算定している病院は当医療圏にはありませんでしたが、平成25年12月から市立半田病院で算定可能となり（愛知県医療機能情報公表システム（平成25年度調査））、引き続き、医療圏内の病院及び近隣医療圏との機能連携による医療の提供がされています。</u>	○ <u>心大血管疾患リハビリテーション料を算定している病院は当医療圏にはありません（愛知県医療機能情報公表システム（平成24年度調査））が、医療圏内の病院及び近隣医療圏との機能連携により医療の提供がされています。</u>	策定部会委員の御意見により修正
<b>第5節 精神保健医療対策</b>						
33		3 精神科救急	【現状】	○ <u>保健所における警察官通報の対応状況は、平日昼間11件、休日・夜間6件であり、休日・夜間に措置診察をした3件はすべて緊急措置入院となっています（平成23年度県保健所に対する調査）。</u>	○ <u>保健所における警察官通報の対応状況は、平日昼間11件、休日・夜間6件であり、休日・夜間に緊急措置入院となったものは3件となっています（平成23年度県保健所に対する調査）。</u>	参考図表の表現に統一
34		5 専門医療	【現状】	削除	○ <u>医療観察法の指定入院医療機関として（国）東尾張病院が、指定通院医療機関として13医療機関（病院12、診療所1）が整備されています（平成24年12月1日現在）。</u>	県の指示により削除
37			<精神科救急体系	③ <u>県立城山病院の改築に併せて後方支援病床を増床し、ブロックにおいて</u>	③ <u>ブロックにおいて当番病院及び後方支援病院が確保している病床を超</u>	県の指示により追記及

ページ	章節	項目		新	旧	変更理由
			図の説明 >	当番病院及び後方支援基幹病院が確保している病床を超えた患者の入院が必要な場合に受け入れます。	えた患者の入院が必要な場合に受け入れます。	び修正
<b>第6節 歯科保健医療対策</b>						
41		2 歯科保健対策	【課題】	○ <u>歯周病予防は、若い世代から取り組むことが有効であることから歯周疾患検診の充実と併せて40歳未満の若い世代からの健診体制を強化していく必要があります。</u>		策定部会委員の御意見及び県の指示により追記
<b>第3章 救急医療対策</b>						
46		1 救急医療体制の整備	【現状】	○ 入院救急について、当医療圏北部における救急医療の確保を図るため、東海市と知多市が両市の病院事業（東海市民病院と知多市民病院）を経営統合し、平成27年に、新たな病院として、西知多総合病院が開院する予定です。 この新たな中核病院は2次救急を確実に受け入れるための救急科が設置され、ICU、救急病床が設置される予定であり、 <u>地域医療再生計画に基づきその整備を支援します。</u> また、当医療圏中央部においては、半田市と常滑市が医療連携等協議会を平成22年7月に設置し、市立半田	○ 入院救急について、当医療圏北部における救急医療の確保を図るため、東海市と知多市が両市の病院事業（東海市民病院と知多市民病院）を経営統合し、平成27年に、新たな病院として、西知多総合病院が開院する予定です。 この新たな中核病院は2次救急を確実に受け入れるための救急科が設置され、ICU、救急病床が設置される予定です。 また、当医療圏中央部においては、半田市と常滑市が医療連携等協議会を	県の指示により地域医療再生計画の語句を追記

ページ	章節	項目		新	旧	変更理由
				病院と常滑市民病院の医療連携、協力等に関する具体的な方策を協議しています。 <u>地域医療再生計画により、市立半田病院から常滑市民病院への医師の派遣、常滑市民病院の連携支援病床 50 床の整備を支援します。</u>	平成 22 年 7 月に設置し、市立半田病院と常滑市民病院の医療連携、協力等に関する具体的な方策を協議しています。	
<b>第 4 章 災害医療対策</b>						
53		1 医療圏の特徴	【現状】	○ 当医療圏の 5 市 5 町は、 <u>大規模地震対策特別措置法に基づく東海地震に関する地震防災対策強化地域、及び、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されています。</u>	○ 当医療圏の 5 市 5 町は、 <u>東海地震の発生に備え地震対策を強化する必要がある地域（強化地域）、また、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく東南海・南海地震防災対策推進地域に指定されています。</u>	字句修正
54		2 平常時における対策	【現状】	○ 東海・東南海地震などの大規模災害の急性期（発災後 48 時間以内）に、消防機関による救出活動と連携して医療活動を行う災害派遣医療チーム（DMAT）が、 <u>市立半田病院及び知多厚生病院において編成されています。</u>	○ 東海・東南海地震などの大規模災害の急性期（発災後 48 時間以内）に、消防機関による救出活動と連携して医療活動を行う災害派遣医療チーム（DMAT）が、 <u>平成 17 年 2 月より市立半田病院において編成されています。</u>	実情に合わせて修正
54			【現状】	○ <u>東日本大震災における災害医療対策の課題を踏まえ、国において災害拠点病院の指定要件の見直しなどが行われたため、新たに定められた指定要</u>		県の指示により地域医療再生計画の語句を追

ページ	章節	項目		新	旧	変更理由
				<u>件を満たすよう、地域医療再生基金を活用して、災害拠点病院の機能強化を図ることとしています。</u>		記
55		3-2 発 災時対策	【現状】	○ 医薬品その他の衛生材料は、最寄りの販売業者等から調達することを原則としていますが、県では、平成8年度から大規模災害発生時における医療救護活動に必要な医薬品及び衛生材料について、医薬品等安定供給対策により、通常の流通在庫に上乗せしたランニング備蓄を実施しており、 <u>地域で不足する場合は、県（災害医療調整本部）と連携して調達を行います。</u>	○ 医薬品その他の衛生材料は、最寄りの販売業者等から調達することを原則としていますが、県では、平成8年度から大規模災害発生時における医療救護活動に必要な医薬品及び衛生材料について、医薬品等安定供給対策により、通常の流通在庫に上乗せしたランニング備蓄を実施しており、 <u>不足する場合は、市町は県に調達の要請をすることとしています。</u>	医薬品等安定供給ルートの変更による修正
<b>第5章 周産期医療対策</b>						
60		1 母子保健関係指標の状況	【現状】	○ 医師・歯科医師・薬剤師調査によると、平成24年12月31日現在で主たる診療科を産科・産婦人科とする医療施設従事医師数は29人となっています。 <u>出生千人当たりの医師数は、平成22年12月31日現在の5.0から4.8に減少し、県平均9.2と比べるとかなり少ない状況です。</u>	○ 医師・歯科医師・薬剤師調査によると、 <u>平成22年12月31日現在</u> で主たる診療科を産科・産婦人科とする医療施設従事医師数は30人となっています。 <u>平成20年12月と変わりませんが、出生千人当たりの医師数5.0（県8.5）で県平均と比べると低くなっています。</u>	策定部会委員の御意見により修正
60			【課題】	○ <u>産科医・産婦人科医の確保が望まれます。</u>		策定部会委員の御意見

ページ	章節	項目		新	旧	変更理由
				○ <u>助産師の確保が望まれます。</u>		により修正
60		2 正常分娩に対する周産期医療体制	【課題】	○ 産科の医療機関の確保が望まれます。	○ 産科の医療機関、 <u>産婦人科医師、助産師</u> の確保が望まれます。	策定部会委員の御意見により修正
60		3 ハイリスクに分娩に対する周産期医療体制	【現状】	○ 平成28年度に県あいち小児医療センターは、周産期部門を設置してNICU <u>及び先天異常胎児の出産に対応する産科を整備し</u> 、新生児の最重篤患者に対し医療を提供します。	○ 平成28年度に県あいち小児医療センターは、周産期部門を設置してNICU・GCU <u>を整備し</u> 、胎児や新生児の最重篤患者に対し医療を提供します。	県の指示により修正
<b>第6章 小児医療対策</b>						
64		1 小児医療対策	【現状】	[現状] ○ <u>当医療圏には、県内で唯一の子ども専門病院である県あいち小児医療センターがありますが</u> 、医師・歯科医師・薬剤師調査によると、 <u>平成24年12月31日現在で、主たる診療科を小児科とする医療施設従事医師数は15歳未満人口千対比では0.73で、県平均0.81より低く、小児科医が不足しています。</u>	[現状] ○ 医師・歯科医師・薬剤師調査によると、 <u>平成22年12月31日現在で、主たる診療科を小児科とする医療施設従事医師数は15歳未満人口千対比では0.69で、平成18年から増加してきました。</u>	策定部会委員の御意見により修正
64			【現状】	(削除)	○ <u>当医療圏における小児科医師数は61名で、うち50名は県あいち小児医療センターの小児科医師です。</u>	策定部会委員の御意見により修正

ページ	章節	項目		新	旧	変更理由
					○ <u>県あいち小児医療センターは、県内で唯一の子ども専門病院で、全県レベルで、小児患者を受入れています。</u>	
64			【課題】	○ <u>小児科を標榜する病院・診療所の確保が必要です。</u> ○ <u>小児科医のさらなる確保が必要です。</u>	追記	策定部会委員の御意見により修正
65		2 小児救急医療体制	【現状】	○ <u>県あいち小児医療センターは、地域医療再生計画に基づき平成 27 年度に PICU16 床を有する救急棟の整備し、平成 28 年度からは、県内唯一の小児救命救急センターとして運用が開始される予定です。</u>	○ 県あいち小児医療センターは、平成 27 年度に PICU16 床を有する救急棟の整備し、平成 28 年度からは、県内唯一の小児救命救急センターとして運用が開始される予定です。	県の指示により地域医療再生計画の語句を追記
67			小児医療連携体系図の説明	○ <u>救命処置後を含む専門的な小児疾患については、県あいち小児医療センター、県コロニー中央病院及び名大附属病院で受けることができます。</u>	○ 救命処置後を含む専門的な小児疾患については、県あいち小児医療センター、県コロニー中央病院で受けることができます。	体系図との整合性をとるため名大附属病院を追記
	第 8 章 在宅医療対策					
74		2 在宅医療の提供体制の整備	【現状】	○ <u>大府市は地域医療再生基金を活用して在宅医療連携拠点推進事業を進め、限られた医療・介護資源をより効果的に機能させるため、多職種間の連</u>		県の指示により地域医療再生計画の語句を追

ページ	章節	項目		新	旧	変更理由
				<p><u>携を進めます。また、事業の実施に当たっては国立長寿医療研究センターと連携し、専門的な知見を得ながらより効果的な事業の推進を図っていきます。</u></p>		記